

【公表】

整理番号	56
契約番号	7農振財契第757号
件名	令和7年度 都内連携事業森林整備(間伐)委託(その4)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡日の出町大久野地内
概要	間伐 3.14ha、看板設置 3基
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年1月16日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者であること。 ②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年10月16日(木) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年9月25日(木)午前10時から令和7年10月2日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。 (8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 森の整備係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

特記仕様書

委託件名： 令和7年度 都内連携事業森林整備(間伐)委託（その4）

履行場所： 東京都西多摩郡日の出町大久野地内

契約期間： 契約確定の日の翌日から令和8年1月16日まで

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）という特記仕様書で、この施業の施工に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」、によるものとする。

第3条 「標準仕様書」、「特記仕様書」、の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」、の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出書類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真撮影要領」
- 3) 標準仕様書（附則－3） 「育林地状況写真撮影指針」

第5条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第10条 受託者は施業着手前に、造林補助事業申請に係るチェックシート（別紙1）（別紙2）を記入し、発注者に提出をしなければならない。なお、記入者は実際に作業を行う者のみとする。

第11条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第12条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第13条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第14条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC 森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式－12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用にあたっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適

切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、施業のしゅん工に際し、次のしゅん工図書を提出すること。

- 1) 施業工程表、緊急連絡通報図
- 2) 看板の製作図
- 3) 多摩産材の証明書
- 4) 施業記録写真
- 5) 写真記録電子データ（J P E G）
- 6) 施業完了届

第3章 施 業

第16条 間 伐

- 1) 作業の遂行に当たり、関係諸法令や諸規則等を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。
- 2) 伐採に当たっては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守して安全に努め、いかなる場合も第三者に迷惑をおよぼさぬよう努めること。また、伐倒方向、伐倒方法に十分注意し、残存木に損傷を与えないこと。
- 3) 植栽木の20%以上を伐採すること。
- 4) 伐採木は、樹冠のうっ閉状態と将来の育成を考慮して、被害木、劣勢木、小径木、低性木（被圧木、曲がり、二股、損傷木等）を優先に選定すること。選木作業は伐倒作業に先行して行うこと。（選木と伐倒を同時に行ってはならない。）
- 5) 伐倒作業では、安全な方向に伐倒すること。
- 6) 伐倒方向は、残存木に損傷を与えない方向とする。
- 7) 集材作業の支障とならないように伐根高をできるだけ低くすること。
- 8) 基本的な伐倒方法等は、「標準仕様書」第3章第2節の3. 2. 2「伐木」と、3. 2. 3「造材」に従って実施すること。
- 9) 伐採木は枝払い及び玉切りを行い、斜面下方又は下流に転落、流出しないように根株等に横伏せをすること。
- 10) 浮石等を確認・処理するほか伐倒方向に留意し、登山道への落石・落木がないようにすること。また、伐倒木により法面保護工（ロープ及びアンカー等）を損傷することがないようにすること。

第17条 看板の作成・設置

- 1) 木製看板の規格は看板標準仕様図のとおり。
- 2) 多摩産スギ材を使用すること。なお、多摩産材を使用した旨の証明書を提出すること。
- 3) 表示内容についてデザインは（別紙3）のとおり、印字方法はインクジェットカラー印刷とする。
- 4) 受託者は、看板の製作に先立ち、使用材料の外観、形状、寸法、壁面のデザイン等について、製作図を提出すること。また、製作した看板は設置前に監督員の確認を受けること。

- 5) 受託者は、看板を破損しないように丁寧に取り扱うこと。
- 6) 看板の設置個所は契約図書によるが、更に詳細な情報が必要な場合は、監督員に確認すること。
- 7) 看板は、50～60 c mは根入れを行い、支柱は垂直に設置すること。支柱周囲の埋め戻しは良質な土砂等により十分締め固めること。
- 8) 施工写真について、施業前、施業中(根入れ・埋戻)、完成の写真を撮影すること。根入れ及び完成は出来高(寸法)が分かるように撮影をすること。
- 9) 看板設置箇所については、予め監督員に確認をすること。

第 18 条 自然公園法の制限

本委託地は秩父多摩甲斐国立公園の第 2 種特別地域内であり、自然公園法によって制限されている行為を行ってはならない。

第 19 条 その他、作業において疑義や問題が生じた場合、直ちに監督員に報告し指示に従うこと。

第 20 条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 2) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。喫煙等は安全な場所で行い、火の始末は確実に行うこと。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 3) 施業箇所に一般登山者が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者が立ち入らないよう万全を期すこと。通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。また、伐採木や落石等が登山道に落下しないよう取り計らうとともに、通行する登山者には特段の注意を払うこと。
- 4) 施業箇所内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡すること。
- 5) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第612条の 2 の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
- 6) チェーンソーによる伐木等作業においては次の保護具を使用すること。
 - ①安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている JIS T8125-3 (ISO 基準、EN 基準 class1 以上) に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。(甲ガード付及び先芯入り地下タビ・脚絆は JIS に適合する製品がないので使用しないこと。)
 - ②防護ズボン及びチャップスは、「JIS2022 class1」のラベル表示のある JIST8125-2 に適合又は同等以上の性能を有するものを着用すること。
 - ③保護帽は「保護帽の規格」に適合したものを使用すること。なお、防護帽は

「物体の飛来又は落下による危険を防止する保護帽」と「墜落による危険を防止する保護帽」の規格は異なるので、高所作業を行うときは、必ず「墜落による危険を防止する保護帽」の検定に合格している防護帽を使用すること。

④保護網・保護眼鏡（フェイスガード）及び防音保護具（イヤーマフ）を使用すること。特に、フェイスガードはチェーンソー用の鋼製素材などの安全性の高い製品を使用すること。

- 7) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。
- 8) 環境により良い自動車利用について、本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- 9) 受託者は、施業に従事した作業員の労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済の加入状況を取りまとめ、加入を証する書類の写しを添付し、発注者に提出しなければならない。
- 10) 支払い方法
作業完了後に提出される完了届けに基づき検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 11) 連絡先

〒190-0013

東京都立川市富士見町3丁目8番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 森の整備係

TEL 042-528-0641